

北海道函館市・北斗市・七飯町基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

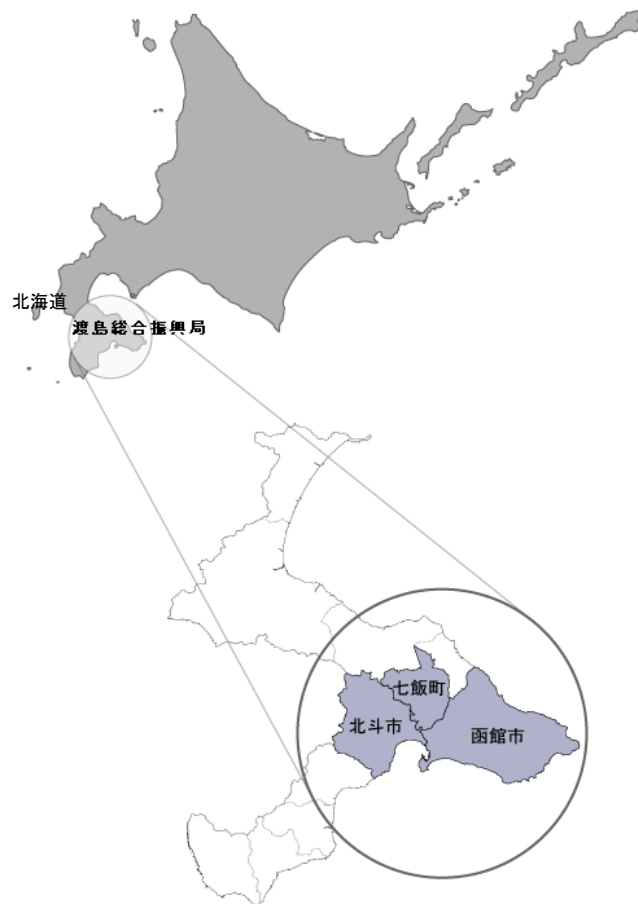
（1）促進区域

設定する区域は、平成 29 年 8 月 1 日現在における北海道函館市、北斗市、七飯町（以下「函館地域」という。）の行政区域とする。面積は概ね 12 万 9 千ヘクタールである。

ただし、大沼国定公園、恵山道立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、ラムサール条約湿地及び生物多様性の観点から重要度の高い湿地を除く。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域および自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、函館地域には存在しない。

（地図）



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

函館市は、北海道の南西に位置し、北斗市は同市の西部、七飯町は北部に隣接しており、函館地域は車で概ね30分で結ばれた同じ生活圏にあり、通勤・通学、消費生活、医療など社会生活のあらゆる面で日常的に交流している。

また、南に津軽海峡を挟み青森県と向かい合い、函館山を要として北へ扇状形に広がった函館平野を形成し、その周囲には横津岳、駒ヶ岳等の山々が連なり、国定公園に指定されている大沼、小沼などを擁する豊かな自然環境と変化に富んだ地勢を有している。

また、南を津軽海峡、東を太平洋と海に囲まれていることから、四季を通じて過ごしやすい海洋性気候となっており、北海道の中でも温暖で比較的積雪量が少ない地域となっている。

②産業の状況

函館地域においては、我が国最初の国際貿易港として諸外国に門戸を開いたことで、幕末から明治期に建造された教会や修道院などの歴史的遺産や、開港による欧米文化の影響を受けた建築物が醸し出す異国情緒豊かな町並みを持ち、また、世界一と称される函館山からの夜景や、風光明媚な土地として北海道最初の国定公園として指定された大沼公園等を資源として、観光産業が地域の大きな基幹産業の一つとなっている。

水産業については、周辺海域に対馬海流や親潮（千島海流）が流れ込んでいることから、豊富な資源に恵まれており、多種多様な水産物が水揚げされ、スルメイカ、クロマグロ、キタムラサキウニにおいては道内でトップレベル、コンブにいたっては全国屈指の品質、生産量・生産額を誇っており、地域の水産食料品製造業や観光産業における食に対して大きく貢献している。また、函館湾を臨む北斗市側の海域では、地先漁場における定置網・養殖・磯漁業を主体に行っており、カキ等の養殖に力を入れているほか、全国初の試みである人工構造物によるフノリ礁も設置している。

農業については、地域の中心部に肥沃な平野を有しており、土壌条件、水利条件が良好で、古くから盛んであり、平野部では水稻を主とした経営が主体となっており、その他では露地・施設野菜（長ねぎ、トマト、きゅうり等）や花きが作られている。また、貞享2年（1685年）に北斗市文月地区（旧大野町）において北海道で初めての稲作が行われたほか、七飯町においても明治初期に西洋式農法が始められるなど、北海道における近代的な農業発祥の地としての歴史も持っており、現在も農業に力を注ぎ、都市近郊型農業を確立し生産を行っている。

地域内の製造業については、主として水産・海洋に関連した業種や、国内有数の生産量を誇るセメント工場に係わる業種、農産品の加工に係わる業種などを中心に発展してきているが、特に水産食料品の製造については、近海の豊富なイカ資源や沿岸のコンブ資源、サケ・マスやカニなどの北洋漁業資源を生産基盤とし、国立大学法人北海道大学大学院水

産科学研究院（以下「北海道大学大学院水産科学研究院」という。）や北海道立工業技術センターなどの支援による加工技術の開発や量産体制の確立と相まって、全国を商圈とする一大産地を形成している。

また、昭和59年には、函館地域（当時は函館市、上磯町、大野町、七飯町）が、地域企業の技術高度化と先端技術産業の立地促進を目的とした「テクノポリス函館」の指定を受けており、以来、地域の産業構造の高度化が進展し、現在では、電子部品・デバイス製造関連の企業が立地するなど、多様な業種の立地が進んでいる。

IT産業については、平成27年度以降、IT企業の誘致を本格化させてきたこともあり、これまでに9社が企業立地しているほか、函館圏公立大学広域連合（函館市、北斗市、七飯町）が設置した公立大学法人公立はこだて未来大学（以下「公立はこだて未来大学」という。）は、AIの研究開発を進める「未来AI研究センター」を平成29年3月に開設、同じく3月、地方版IoT推進ラボに「函館市IoT推進ラボ」が選定され、公立はこだて未来大学のAI研究や独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校（以下「函館工業高等専門学校」という。）のものづくり技術などの先端技術を活用し、IT企業を誘致し新産業の創出、雇用の拡大を図ることとしている。

また、平成29年度の地域中核企業創出・支援事業に「函館・水産加工業を舞台にした革新的AI技術の集積・発信」が採択され、水産加工分野においてAIを活用した生産性向上を目指す事業を開始した。

③インフラの整備

○道 路

高規格幹線道路等については、現在、北海道縦貫自動車道、函館・江差自動車道の整備が進められており、完成後には、札幌および江差方面への所要時間の大幅な短縮が見込まれている。また、木古内町から松前町へ向かう地域高規格道路松前半島道路が計画路線に指定されており、更なるネットワークの広がりも期待されるほか、函館港や函館空港および北海道新幹線新函館北斗駅などの交通拠点を結び、都市圏内の連携を強化する路線として、地域高規格道路函館新外環状道路の赤川IC～函館空港IC間の整備が進められている。

一般道路については、函館市を中心に、札幌方面に国道5号、江差方面に国道227号、松前方面に国道228号、恵山方面に国道278号の4路線が管内はもとより全道各地へと連絡するなか、都市圏においては、これら国道に道道、市道を加えた6放射4環状となる路線を骨格幹線道路と位置づけ、ネットワークの整備を進めている。

○鉄 道

鉄道については、函館市を起点として道内主要都市である札幌市、旭川市を結び北海道を縦貫しているJR函館本線がある。

また、平成28年3月に北海道新幹線「新青森・新函館北斗間」が開業したことにより、新函館北斗駅までの所要時間は、東京から約4時間、仙台から約2時間30分と大幅に短縮され、多くの観光客やビジネス客が訪れるなど、活気と賑わいが生まれている。

○空 港

函館空港は、3,000m滑走路を有し、函館市街地の中心部まで車で20分の距離にあり、利便性に優れているほか、平成29年8月現在、1日9往復の東京便をはじめ、大阪、名古屋、札幌といった主要都市など国内8路線に加え、台湾・台北や中国・天津との国際定期航空路線を有している。

○港 湾

函館港は、北海道と本州を結ぶ物流の拠点として、民間フェリー会社により青森との定期航路などが運航されているほか、津軽海峡に面し、大型貨物船舶が接岸可能な水深14m岸壁や大型クレーンを備えたコンテナヤードが整備され、中国（寧波・上海）や韓国（釜山）などとの間に国際定期航路も開設されている。

また、JR函館駅からわずか200mの至近距離に大型クルーズ船に対応するふ頭整備が着手されており、高い経済効果や中心街の賑わい創出が期待されている。

なお、函館地域における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。

○教育機関・研究機関

教育機関は、日本の水産研究の中心的役割を果たしている北海道大学大学院水産科学研究院や、システム情報科学部に情報アーキテクチャ学科と複雑系知能学科を有し即戦力となる幅広いIT系技術者を輩出する公立はこだて未来大学、国際的な視野から地域の諸課題解決を志向する北海道教育大学函館校、道南の商業および経済研究の要となる函館大学、工業に関する専門技術者の養成を行っている函館工業高等専門学校などがあり、地域の学術研究、産業振興に貢献している。

また、地域における研究開発をサポートする施設として、函館市国際水産・海洋総合研究センターや、北海道立工業技術センター、オープンラボ機能を有する函館臨海研究所、地方独立行政法人北海道立総合研究機構の農業・林業・水産業の各分野の試験場等、起業化支援のためインキュベーション機能を備えた函館市産業支援センターが設置されている。

また、北海道大学大学院水産科学研究院には、水産・海洋の先端的・独創的研究プロジェクトの拠点となるマリンフロンティア研究棟やマリンサイエンス創成研究棟などの施設が充実している。

さらに、企業との共同研究のコーディネートなどを行う機関として、公立はこだて未来大学には社会連携センターが、函館工業高等専門学校には地域共同テクノセンターが、それぞれ設置され、地域企業をサポートしている。

○産学官金連携

函館地域は、水産・海洋に関する優れた学術研究機関や関連産業が集積しており、こうした地域の優位性をより高めるため、平成15年3月に策定された「函館国際水産・海洋都市構想」のもと、早くから産学官連携の取り組みが進められてきたことに加え、金融機関と地域の学術研究機関や自治体が協定を結び強固な連携体制のもと、意欲的な企業とともに、新事業の創出などに取り組んでおり、こうしたネットワークを生かした活発な動きが強みとなっている。

④人口の分布状況

人口は、平成27年国勢調査で、函館市が265,979人、北斗市が46,390人、七飯町が28,120人であり、函館地域の合計は、340,489人となっている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

函館地域は、古くから地域の物流を担う港湾を保有し、港をベースとする水産・海洋関連産業を中心に発展し、全国屈指の生産量を誇るイカ珍味加工などの食料品製造業や、函館どつく（株）をはじめとする造船業や機械金属に関連した製造業が集積されている。また、テクノポリス地域の指定後、国内の工場では水晶発振子の大きな生産シェアを持つ函館エヌ・デー・ケー（株）が立地し、IT産業の下支えとなる電子部品関連企業の集積もなされている。製造業の全産業に対する割合は、従事者数が13%、売上高が21%、付加価値額が19%となっているが、人手不足の解消や経営効率化の観点から、今後、製造業の生産性向上を図っていくことが地域の課題となっている。

また、システム情報科学に特化した公立はこだて未来大学や、ものづくり技術などの先端技術を有する函館工業高等専門学校などの高等教育機関が集積しているほか、平成27年度以降、積極的にIoT関連企業やIT企業の研究開発拠点を誘致し、新産業の創出や雇用の拡大を目指している。

これらの企業や高等教育機関が連携し、函館地域の主力産業となる製造業にIT技術を導入し、本産業の生産性を向上させ、地域内で好循環する状況を目指すとともに、函館地域から、最先端のIT技術を世界に発信していくほか、集積している食料品製造関連業の生産性向上や付加価値向上、販路拡大を目指していく。

(2) 経済的効果の目標

- ・1件あたりの平均40百万円の付加価値額をもたらす地域経済牽引事業を8件創出し、こ

これらの地域経済牽引事業が函館地域で1.42倍の波及効果をもたらし、函館地域で454百万円の付加価値を創出することを目指す。

- ・454百万円は、函館地域の全産業付加価値額（3,328億円）の約0.14%、製造業の付加価値額（619億円）の約0.73%であり、地域経済に対するインパクトが大きい。

- ・また、KPIとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	454 百万円	—

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	—	40 百万円	—
地域経済牽引事業の雇用増	—	32 人	—
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	8 件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が3,920 万円（北海道の1 事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成24 年））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、函館地域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①函館地域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で3%増加すること
- ②函館地域に所在する事業者の売上が開始年度比で3%増加すること

③函館地域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で3%増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（1）重点促進区域

本基本計画では重点促進区域は定めない。

（2）区域設定の理由

（3）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（1）地域の特性及びその活用戦略

①函館地域における公立はこだて未来大学等の人材を活用した第4次産業革命（IoT・AI技術等）

②函館地域における食料品製造業の産業集積を活用した食料品製造関連分野

（2）選定の理由

①函館地域における公立はこだて未来大学等の人材を活用した第4次産業革命（IoT・AI技術等）

函館地域には、平成12年に開学したシステム情報科学に特化した単科大学である公立はこだて未来大学や、50年以上の歴史を有しロボコンなどに出場経験がある函館工業高等専門学校をはじめとした高等教育機関が多数存在することから、平成29年3月には地方版IoT推進ラボとして、これらの高等教育機関の人材や知見を活用し、市外企業の誘致やIoT関連企業・IT企業の集積、産学連携の推進、IT人材の育成・確保等に取り組むことにより、IoT関連企業やIT企業の研究開発拠点が集積する地域を目指すプロジェクトが選定されている。

また、公立はこだて未来大学には、日本でAI研究者のフロントランナーと呼ばれている中島秀之名誉学長、松原仁教授をはじめ約70名の情報系研究者が在籍するほか、平成29年3月には松原仁教授をセンター長とする未来AI研究センターが設立され、乗客のニーズで最適な運行経路を決めるオンデマンドバスのシステムを公立はこだて未来大学発ベンチャー企業と大手企業が組んで研究開発を行っているほか、AIを活用した検査システムを地域の水産食料品製造業企業と公立はこだて未来大学発ベンチャー、地域の機械等ものづくり企業などと共同で研究開発を行っているなど、人工知能の研究開発を産学官が共同で進める拠点として、地域産業の振興や地域生活環境の向上を目指している。

さらに、公立はこだて未来大学は開学以降これまで1,000人以上の卒業生をIoT・AI技術等関連企業に送り出している。

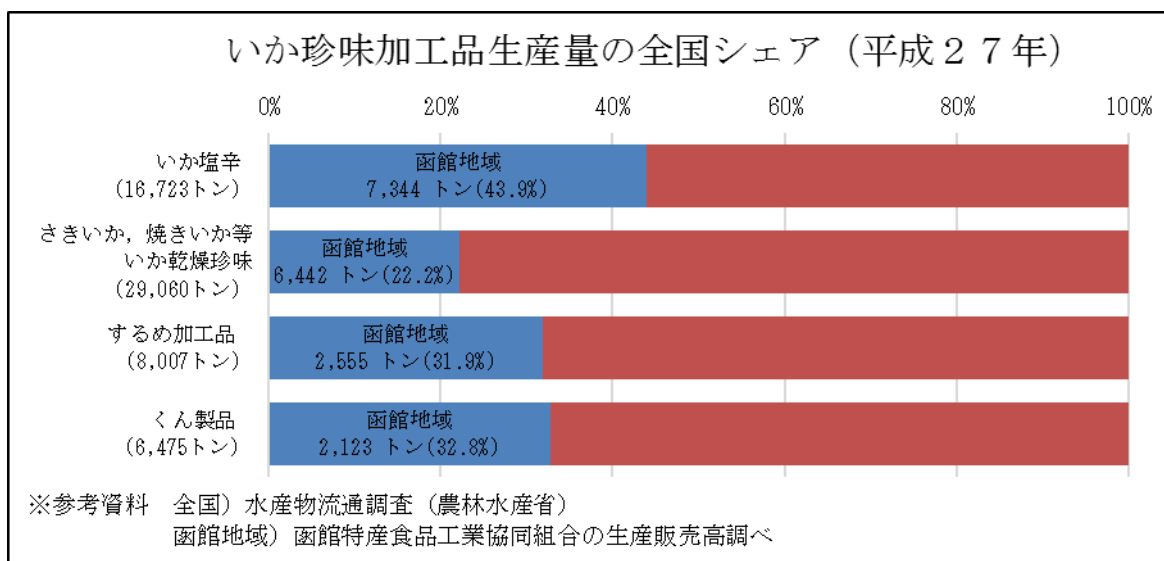
函館地域では、オフショアからニアショアへの転換に伴い、ITスキルの高い人材が求め

られるようになるため、公立はこだて未来大学や函館工業高等専門学校から輩出される学生への IT 企業からの注目が集まることや、AI の技術的進歩によるディープラーニングの実現等、社会情勢の変化を確実にキャッチし流れをつかんだうえで、平成 27 年度から積極的に IoT 関連企業や AI 関連企業を含めた IT 企業の研究開発拠点の誘致を行っており、平成 27 年 4 月から平成 29 年 6 月までの約 2 年間で 9 社が研究開発拠点を設置し、函館地域の高等教育機関や IT・ものづくり企業との域内連携により付加価値を高めた製品を東京の大手航空会社や愛知の大手自動車会社など国内他地域のみならず、世界に向けて販売すべく研究開発を行っている。

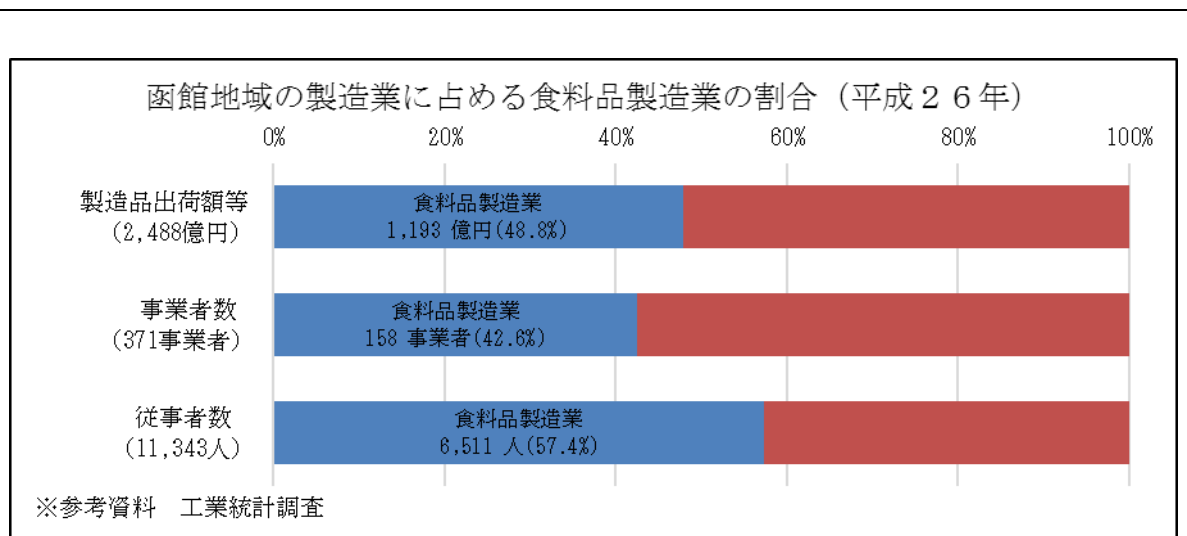
函館地域には大手の請負業務だけではなく、研究開発による最先端のシステムを構築できる IT 企業のほか、日本最速の半導体製造装置の設計・製造や国産ジェット機の MRJ の設計・製造の一部を行うなど高い技術を有するものづくり企業の研究開発拠点があるため、これらの地場および函館地域に進出した域内企業と高等教育機関が連携し、函館地域から輩出されるスキルの高い人材によって、最先端の IoT・IT・AI 技術を世界に発信していく。

②函館地域における食料品製造業の産業集積を活用した食料品製造関連分野

函館地域は、古くから水産・海洋関連産業を中心に発展してきたことから、全国屈指の生産量を誇るイカ珍味加工などの食料品製造業や造船業、機械金属に関連した製造業が集積している。



特に、食料品製造業は平成 26 年工業統計調査において、製造品出荷額等が、約 1,193 億円となっており、函館地域の製造業全体の 48%を占めるほか、事業者数が 158 事業所、従事者数が 6,511 人であり、地域経済を支える基幹産業のひとつとなっている。



こうした集積を背景に、北海道大学大学院水産科学研究院や公益財団法人函館地域産業振興財団など関連する学術研究機関が数多く立地していることから、産学官が連携して地域の水産資源を活用した研究・技術開発に取り組んでいるとともに、高付加価値商品や新事業などを創出する函館マリンバイオクラスターの形成にも取り組んできた。さらに、「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区」において、函館地域が「水産物の付加価値向上研究開発拠点」と位置づけられ、イカや海藻などの地域資源を生かした技術開発や製品開発が精力的に進められてきており、これまで、スルメイカの鮮度保持技術、ガゴメを活用した食品のほか、高品質乾燥製品や機能性に特徴を持った食品などの開発を行っている。

また、函館地域の内陸平野部においては、早くから西洋式農業が導入されたことから、明治初期にはワイン原料用葡萄の栽培が行われ、昭和初期から本格的にワイン造りが行われているほか、最近では、フランスの老舗ワイナリーが平成29年8月に現地法人を函館市内に設立し、函館市内でのワイン原料用葡萄の栽培やワイナリーの開設を計画しており、農業関連産業のほか、観光関連産業への波及も期待されているところである。

さらに、食料品製造業や飲料製造業は、製造機械の導入などの面で地域の機械金属関連産業とも密接に関わっており、これらの食料品製造関連分野は、卸売業や小売業、飲食業、運輸業、倉庫業などの業種へ波及する分野であることから、食料品製造関連分野の生産性向上や付加価値向上、販路拡大を推進していくことで、地域事業者の売上や付加価値額の増加、雇用の拡大を図っていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備, 公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして, 第4次産業革命や食料品製造関連分野を支援していくためには, 地域の事業者のニーズを把握し, 適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては, 国の支援策も併せて活用し, 積極的な対応で事業コストの低減や函館地域に独自の強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①IT活用による生産性向上への支援

人手不足や経営の効率化といった課題を解決するため, ITを活用した生産性向上に取り組む事業について, 経費の一部を支援する。

②特定地域等における道税の課税の特例に関する条例

北海道では, 活発な設備投資が実施されるよう, 一定の要件を課した上で, 不動産取得税等の課税免除措置に関する条例を規定しており, 地域経済牽引事業に係る施設を設置した場合の不動産取得税および道固定資産税について, 今後対象とする一部改正を予定している。

③地方創生関係施策

平成30年度以降の地方創生推進交付金を活用し, 第4次産業革命分野において, 人手不足や経営の効率化といった課題を解決するため, ITを活用した生産性向上に取り組む事業について, 経費の一部の支援等を実施する予定。

④食産業の販路拡大事業の実施

国内の販路拡大事業では, 東京都内の函館市アンテナショップの運営や東京都内で開催される商談会への出展支援を行うほか, 全国各地のスーパーにおいて「函館フェア」などを開催する。また, 海外への販路拡大事業では, 台湾の百貨店において函館物産展を開催する。

⑤北海道産業振興条例に基づく助成措置

地域未来投資促進法の促進区域を北海道産業振興条例に基づく企業立地を促進するための助成の措置の対象地域として設定する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備 (公共データの民間公開に関する事項等)

①函館市の公共データのCSVデータ化

②事業者ニーズに応じ, 必要な公共データを提供していく (オープンデータ化)

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

①事業環境整備の提案は, 函館市経済部工業振興課, 北斗市経済部水産商工労働課, 七飯町経済部商工観光課, 北海道経済部産業振興局産業振興課を対応窓口とする。

また, 事業環境整備の提案を受けた場合の対応については, 庁内関係部局と連携して対応していくものとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

- ①函館地域と北海道は緊密に連携し事業者の必要にきめ細かく対応する。
- ②地域経済牽引企業に対して継続的なフォローアップを実施し, 新たな必要や課題への迅速な対応に取り組む。
- ③地域において事業継承・事業再編の重要性やそれらに対する支援等について周知を行う。
- ④国の施策を活用しながら, 中小企業・小規模事業者が大学や北海道立工業技術センター等と連携して行う研究開発や販路開拓等を支援していく。
- ⑤AIやIoT, ITの高い技術を持つ企業の開発拠点とすべく, 企業誘致に取り組んでいく。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度 (初年度)	平成 30 年度 ～令和 4 年度	令和 5 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①IT 活用による生産性向上への支援	2 月議会に H30 当初予算案等提出・審議	運用	運用
②特定地域等における道税の課税の特例に関する条例	12 月に北海道が不動産取得税および道固定資産税の課税免除措置に関する条例の改正を予定		
③地方創生推進交付金の活用	H30.1 月以降申請準備, 交付後事業開始	運用	運用
④食産業の販路拡大事業の実施	4 月から実施	実施	実施
⑤北海道産業振興条例に基づく助成措置	条例施行規則改正準備等	改正規則の施行	改正規則の施行
【情報処理の促進のための環境整備 (公共データの民間公開等)】			
①公共データの CSV データ化	実施済	追加分実施	追加分実施
②オープンデータ化	随時対応	随時対応	随時対応
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①対応窓口	計画同意時から対応		
【その他】			
①地域経済牽引企業へのフォローアップ	秋頃以降, 計画を提出した企業にフォローアップを実施	運用	運用

②国の施策を活用する 中小企業等支援	随時、国からの助成 金等の情報提供、申 請支援を実施	運用	運用
-----------------------	----------------------------------	----	----

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、公立はこだて未来大学が設置する未来 AI 研究センターや、北海道が設置する公設試である北海道立工業技術センター、北海道や函館市、地域企業等が出資し設立された公益財団法人函館地域産業振興財団、地域の高等教育機関としての北海道大学大学院水産科学研究院、公立はこだて未来大学、函館工業高等専門学校、北海道立函館高等技術専門学院、金融機関として株式会社日本政策金融公庫など、地域に存在する支援機関がそれぞれの役割を十分に果たしつつ、連携して支援することにより、最大限の効果をもたらすことができる。このため、函館市、北斗市、七飯町および北海道では、平成 30 年度中をめぐり、これらの支援機関の多くを含んだ連携支援計画の作成が行われることを目標として、関係支援機関の更なる連携強化に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①未来 AI 研究センター

最新の AI 技術に関わる研究開発のほか、未来の AI を担う人材の育成と地域企業・機関への技術支援などを積極的に行う。

②北海道立工業技術センター

主に IoT 分野について、メカトロ系の研究者が研究開発における課題解決を支援するほか、地域企業間のマッチングを行う。また、食品やバイオテクノロジー、機械、電子を中心とした技術による支援を行う。

③公益財団法人函館地域産業振興財団

研究開発助成事業や、起業家支援事業、販路拡大事業等の支援事業をはじめ、国等の助成事業における管理法人等幅広い支援を行う。

④北海道大学大学院水産科学研究院

水産・海洋の先端的・独創的研究プロジェクトの拠点となるマリネフロンティア研究棟やマリネサイエンス創成研究棟などの施設を活用するほか、水産・海洋科学分野の技術による支援を行う。

⑤公立はこだて未来大学

社会連携センターを中心とし、地域企業と大学の IT・AI 技術シーズをマッチングさせ、産学連携をサポートするほか、学生や卒業生が PBL (Problem Based Learning : プロジェクト型学習) や地域企業への就職を通じて、新技術開発のための技術レベルを底上げする。

⑥函館工業高等専門学校

地域共同テクノセンターを中心とし、地域企業と大学の IoT 分野の技術やメカトロ系のシーズをマッチングさせ、産学連携をサポートするほか、学生や卒業生が PBL や地域企業への就職を通じて、新技術開発のための技術レベルを底上げする。

⑦北海道立函館高等技術専門学院

企業にメカトロ系の即戦力として卒業生を送り出し、企業の技術レベルを底上げする。

⑧株式会社日本政策金融公庫函館支店

ベンチャーや中小企業の新技術開発や新事業のための設備投資等に対して、融資の面から積極的な支援を行い、地域企業の事業活動が円滑に進むようにする。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないように配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めている。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪および事故のない安全で安心して暮らせる地域社会を作るため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めると共に、警察、学校、住民、企業の積極的な連携の下、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

また、企業の事業所付近、特に頻繁に車両が出入する箇所や交差点等にミラーの設置、警備員の配置等を求めている。

(3) その他

①PDCA 体制の整備等

函館市、北斗市、七飯町は毎年度、会議を開催し、本基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しについて HP 等で公表する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に

関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和５年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和５年度中に作成する予定である。そのため、令和５年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和５年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和５年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A４とする。